

令和5年度（2023年度）

伊達市交通安全実施計画

伊 達 市

はじめに

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第4項の規定により、第11次伊達市交通安全計画（令和3年12月 伊達市交通安全計画策定検討会議）に基づき、陸上交通の安全に関し、当市が令和5年度に講ずべき施策等について、定めたものです。

目 次

第 1 章 道路交通安全	1
1 道路交通環境の整備	1
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備.....	1
(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進.....	1
(3) 公共交通機関の利用の促進.....	2
(4) 災害に備えた道路交通環境の整備.....	2
(5) 冬季道路交通環境の整備	2
2 交通安全思想の普及徹底	2
(1) 交通安全教育の推進.....	2
(2) 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動の推進.....	3
(3) スピードダウンの励行運動の推進.....	4
(4) 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底.....	4
(5) チャイルドシートの正しい着用の徹底.....	4
(6) 自転車の安全利用の推進.....	4
(7) わかりやすい広報の実施.....	4
3 安全運転の確保	5
4 救助・救急活動の充実	5
5 被害者支援の充実	5
第 2 章 鉄道交通・踏切道における交通の安全	6
1 鉄道交通環境の整備	6
2 踏切道における交通の安全	6

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(ア) 生活道路における交通安全対策の推進

子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

[建設課]

- ・末永9号線道路改良舗装工事 L=372m W=8.5m(車道)+2.5m(片歩道)
- ・山下川沿線歩道新設工事 L=163m W=2.5m(片歩道)
- ・舗装工事等 1路線
- ・市道区画線設置工事 L=7,000m(実線) L=6,700m(破線)
- ・カーブミラー設置 2基

(イ) 通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、関係機関が連携し、必要な対策を推進します。

[総務課]

通学路における主要交差点等の交通安全確保（交通安全指導員、交通安全協会員による街頭指導）

[学校教育課]

- ・通学路の危険箇所点検（各校区内、随時実施）
- ・関係機関と連携した「伊達市登下校安全対策推進会議」を開催
- ・「伊達市登下校交通安全・防犯プログラム」に基づく危険箇所の合同点検を実施
- ・地域ボランティアによる通学路の危険箇所点検（随時実施）
- ・スクールガードリーダーによる巡回指導（年間88回実施予定）

(ウ) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者等を含めすべての人が安全に安心して利用できるよう、バリアフリー化等の歩行空間の整備を行います。

[建設課]

- ・舟岡通り線視覚障がい者誘導ブロック設置工事 L=183m

(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進

基本的な交通安全の確保に向け、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道等の整備を推進します。

[建設課]

- ・停車場通街路改良舗装工事 L=140m W=9.0m(車道)+3.5m(両歩道)
- ・南大通外1街路改良舗装工事 L=132m W=10.0m(車道)+3.5m(両歩道)

(3) 公共交通機関の利用の促進

愛のりタクシーの充実など、地域の実情に応じ、通院や買い物など日常生活を支える交通サービスの整備を促進します。

[商工観光課]

- ・愛のりタクシー事業
- ①対象：60歳以上
- ②会員数：1,920名
- ③年間総利用件数（見込み）：12,000件

(4) 災害に備えた道路交通環境の整備

橋梁の点検補修や道路法面等の防災対策、災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

[建設課]

- ・橋梁点検 47橋、橋梁補修 3橋、橋梁架替 1橋

(5) 冬季道路交通環境の整備

冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪や防滑砂の散布等による歩行空間の確保に努めます。

[建設課]

- ・除雪事業 L=360km（車道） L=48km（歩道）
- ・凍結防止剤散布 85路線
- ・砂箱設置 100箇所

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 交通安全教育の推進

(ア) 年齢に応じた効果的交通安全教育の推進

交通安全教育は、幼児から高齢者まで幅広く行うとともに、その環境に応じた効果的な方法での実施に努めます。

[学校教育課及び総務課]

- ・小中学校交通安全教室の実施（小学校6校、中学校3校、義務教育学校1校）

[総務課]

- ・幼児交通安全教室の実施（幼稚園1ヶ所、認定こども園1ヶ所、保育所8ヶ所）
- ・高齢者対象の宅配講座

(イ) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

市民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、関係機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

[総務課]

<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティコール旗の波運動（年4回） ・交通安全パンフレットの配布 ・自転車安全利用五則、ヒヤリハットマップ等の周知、配布 ・期別運動期間における交通安全家庭新聞の班回覧 ・広報車による啓発
--

[交通安全運動の推進方針の概要]

年間スローガン	ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～
運動の重点（通年）	<ol style="list-style-type: none"> ① 子供と高齢者の安全確保 ② 飲酒運転根絶 ③ スピードダウン ④ シートベルトの全席着用 ⑤ 居眠り運転の防止 ⑥ 自転車の安全利用 ⑦ 安全意識の向上
期別運動期間	春の全国交通安全運動 5月11日～5月20日 夏の交通安全運動 7月13日～7月22日 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日 冬の交通安全運動 11月13日～11月22日
全道統一行動日 ～セーフティコール～	各期別運動の初日（休日の場合は最初の平日）を全道統一行動日として設定して、道内全域を対象とした地域ぐるみの一斉街頭啓発活動である「セーフティコール」を実施する。
交通安全の日等の運動	<ol style="list-style-type: none"> ① 伊達市交通安全の日（毎月1日、10日、20日） ② 飲酒運転根絶の日（7月13日） ③ 交通事故死ゼロを目指す日（5月20日、9月30日） ④ 道民交通安全の日（毎月15日） ⑤ 自転車安全日（毎月第1及び第3金曜日） ⑥ その他の交通安全の日 無事故の日（6月25日）、バイクの日（8月19日）
警報発表時の運動	事故多発に伴う「交通死亡事故多発警報」の発表時に地域住民等への注意喚起などの緊急かつ効果的な広報啓発、街頭指導等を実施する。

(2) 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発などの飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図ります。

[総務課]

<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティコール旗の波運動（年4回） ・飲酒運転根絶に関するポスター、パンフレットの配布 ・広報車による啓発

(3) スピードダウンの励行運動の推進

速度の出し過ぎによる危険性の認識向上を図るため、交通安全教育や各種広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

[総務課]

- ・セーフティコール旗の波運動（年4回）
- ・交通安全パンフレットの配布
- ・レッド警戒（パトライト）の実施
- ・広報車による啓発

(4) 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図ります。

[総務課]

- ・セーフティコール旗の波運動（年4回）
- ・交通安全パンフレットの配布
- ・広報車による啓発

(5) チャイルドシートの正しい着用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。

[健康推進課]

- ・保健センターロビーでのチャイルドシートの展示
- ・母子健康手帳交付時にチャイルドシートの選び方のパンフレットを配布

(6) 自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

[建設課]

- ・放置自転車の撤去及び廃棄 30台

[総務課]

- ・市HPでの啓発
- ・夜光反射材（歩行者用）の配布（総務課窓口）
- ・夜光反射材（自転車用）の配布（市内全中学生）
- ・広報車による啓発
- ・自転車安全利用パンフレット、ヒヤリハットマップ等の配布

(7) わかりやすい広報の実施

ホームページや広報だて、広報車による街頭啓発等により、具体的でわかりやすい交通安全広報を行います

[総務課]

- ・交通安全パンフレットの配布
- ・市HPでの情報提供

3 安全運転の確保

運転者に対して、運転者教育や各種広報啓発等により、横断歩道において歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、子供をはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図ります。

[総務課]

- ・交通安全専任指導員の各種交通安全教室への派遣
- ・交通安全パンフレットの配布
- ・宅配講座の実施
- ・自転車安全利用パンフレット、ヒヤリハットマップ等の配布
- ・高齢者運転免許証自主返納支援事業

[健康推進課]

- ・母子健康手帳交付時にマタニティマーク（自動車用ステッカー）を配布

4 救助・救急活動の充実

救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図ります。

[危機管理室]

- 西胆振行政事務組合負担金

[健康推進課]

- ・救急医療啓発普及事業委託
- ・一次救急医療確保対策事業委託
- ・広域救急医療対策事業負担金
- ・小児救急医療支援事業負担金

5 被害者支援の充実

被害者の救済の十全を図るため、損害賠償保険等への加入を促進します。

[総務課]

- ・自転車保険加入促進チラシの配布
- ・宅配講座等による周知

[市民課]

- 市民相談窓口等における交通事故相談

第2章 鉄道交通・踏切道における交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

駅施設等について、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、エレベーターの整備等によるバリアフリー化を推進します。

※令和5年度実施予定なし

2 踏切道における交通の安全

学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。

また、踏切道に接続する道路の拡幅については、道路の幅員差が生じないように努めます。

[総務課]

- ・ 宅配講座等による周知
- ・ 交通安全教室での指導
- ・ チラシによる啓発
- ・ 関係機関との連携による踏切事故防止啓発活動